

議案第 7 1 号

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

ひとり親家庭等医療費助成及び子ども医療費助成（以下「医療費助成」といいます。）について、国の動向を踏まえ、医療機関・薬局等（以下「医療機関等」といいます。）において個人番号カードを提示することで医療費助成を受けられるようにするため、港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年港区条例第 3 6 号）及び港区子ども医療費助成条例（平成 4 年港区条例第 4 3 号）の一部を改正します。

1 医療費助成のオンライン資格確認の概要

国は、医療 D X を推進するため、自治体と医療機関等をつなぐ情報連携基盤（P u b l i c M e d i c a l H u b）（以下「PMH」といいます。）を構築し、全国の自治体及び医療機関等に PMH への接続を促しています。

PMH を活用することにより、自治体が実施する医療費助成について、個人番号カードによる受給資格の確認が可能となります。これにより、PMH に対応している医療機関等では、医療証の提示が不要となり、個人番号カードの提示のみにより、医療費助成の受給資格確認を受けることができるようになります。

2 改正内容

医療費助成を受けようとする者が医療機関等において個人番号カードを提示して医療に関する給付を受けた場合においても、医療費の助成を行うこととします。

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例新旧対照表（第一条関係）	
改正案	現行
（前略） （助成の方法） 第七条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、病院、診療所、薬局等（以下「病院等」という。）において、医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードであつて、病院等において、当該対象者が医療費の助成を受ける資格を有することを確認できるものに限る。）を提示して医療に関する給付を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによつて行う。 2（略） （後略） 付則 この条例は、令和九年四月一日から施行する。	（前略） （助成の方法） 第七条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、病院、診療所、薬局等（以下「病院等」という。）において、医療証を提示して医療に関する給付を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによつて行う。 2（略） （後略）

港区子ども医療費助成条例新旧対照表（第二条関係）

改 正 案	現 行
（前略） （助成の方法） 第六条 医療費の助成は、対象者が、病院、診療所、薬局等（以下「病院等」という。）において、医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードであつて、病院等において、当該対象者が医療費の助成を受ける資格を有することを確認できるものに限る。）を提示して子どもに係る医療に関する給付を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。 2 （略） （後略） 付 則 この条例は、令和九年四月一日から施行する。	（前略） （助成の方法） 第六条 医療費の助成は、対象者が、病院、診療所、薬局等（以下「病院等」という。）において、医療証を提示して子どもに係る医療に関する給付を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。 2 （略） （後略）